

「障害を理由とした差別」をなくす法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

障害を理由とした差別には、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。今回は、「不当な差別的取扱い」について説明します。

「不当な差別的取扱い」の禁止

役所や会社・お店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

● 障害を理由とする不当な差別的扱い（例）

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



	不当な差別的取扱い
国の行政機関・地方公共団体等	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。
民間事業者※ ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業所も含まれます。	<b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。

● 対象となる「障がいのある人」とは、障害者基本法で定められたすべての障がいのある人（身体障害、知的障害、精神障害〈発達障害を含む〉、そのほか心身の機能の障がいがある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

● 対象となる「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちはです。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

● クルーズ船寄港（2月予定）についてのお知らせ

入港予定	出港予定	船名	旅客定員	備考
2/ 1（水） 11:00	2/ 1（水） 18:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
2/ 6（月） 10:00	2/ 6（月） 20:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
2/ 8（水） 12:00	2/ 8（水） 22:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
2/ 9（木） 13:00	2/ 9（木） 21:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
2/13（月） 08:00	2/13（月） 16:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
2/15（水） 09:00	2/15（水） 17:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
2/20（月） 10:00	2/20（月） 20:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
2/22（水） 12:00	2/22（水） 22:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
2/23（木） 13:00	2/23（木） 21:00	コスタ・ビクトリア	2,394人	
2/27（月） 08:00	2/27（月） 16:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	

● 20歳になったら国民年金！

国内に住む方は、20歳になると国民年金に加入することとなっています。（※厚生年金加入者は除く）これは学生の方も同様です。在学中または働いているが収入が少なくお支払いが困難な場合は、保険料が免除される制度や猶予される制度がありますので、住所登録をしている市区町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所で申請してください。

「学生納付特例」 — 学生である期間は卒業まで保険料が免除になる制度です。学生証のコピーまたは在学証明書（原本）をお持ちください。

「納付猶予」 — 学生以外の方で50歳未満の場合は、所得の高い両親と住んでいても、本人の所得のみが審査対象となる制度です。年金手帳など基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。